

別記様式第4号（随意契約説明書）

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書（東洞）

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
緊急の必要により競争入札に付することができないとき。	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明 — (記載不要)</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要 — (記載不要)</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明 本工事は、令和5年8月17日発生の豪雨災害により被災した個所の応急復旧工事である。 今後の豪雨により人家等に被害を及ぼす恐れがあるため、緊急的に対策が必要であり、競争入札ではなく、見積合せを行わない一者随契契約としたい。</p> <p>4 特定の者を選定した理由 揖斐農林事務所と一般社団法人揖斐建設業協会（以下 地区協会）は「災害時における治山施設の応急復旧等の応援協力に関する地区協定」を締結しており、地区協会へ応援協力要請を行ったところ、迅速な対応が可能な業者として有限会社若山組を推薦された。 なお、有限会社若山組は、岐阜県発注の建設工事の受注実績もあり、迅速、適切な対応が可能である。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。